

令和4年度
森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
所有者不明森林等における探索等工程調査業務

報 告 書

令和5年2月



令和4年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
所有者不明森林等における探索等工程調査業務報告書

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 事業の概要 | 4 |
| 1. | 事業の目的等 | 4 |
| 2. | 事業実施の基本方針 | 4 |
| II | 実施内容 | 5 |
| 1. | 実施フロー | 5 |
| 2. | 不明森林所有者等の探索 | 6 |
| (1) | 不明森林所有者等の探索方法 | 6 |
| 1) | 所有者探索の実施箇所 | 6 |
| ① | 本山町 | 6 |
| ② | 上田市 | 7 |
| ③ | 揖斐川町 | 8 |
| 2) | 不明森林所有者等の探索方法 | 9 |
| 3) | 不明森林所有者等の探索の範囲 | 9 |
| (2) | 不明森林所有者等の探索結果 | 9 |
| 1) | 本山町 | 10 |
| 2) | 上田市 | 10 |
| 3) | 揖斐川町 | 11 |
| 3. | 確知所有者の意向調査 | 11 |
| (1) | 意向調査の実施方法 | 11 |
| (2) | 意向調査結果 | |
| 1) | 本山町 | 12 |
| ① | 意向調査の概要 | 12 |
| ② | 意向調査の結果 | 12 |
| 2) | 上田市 | |
| ① | 意向調査の概要 | 16 |
| ② | 意向調査の結果 | 16 |
| (3) | 確知所有者の意向調査における今後の課題について | 19 |
| 4. | 工程調査 | 19 |
| (1) | 不明森林所有者等の探索における工程 | 19 |
| 1) | 本山町 | 19 |
| ① | 計画・準備 | 19 |
| ② | 公的資料の調査(再委託) | 19 |
| ③ | 相続関係説明図の作成(再委託) | 19 |
| ④ | 相続関係説明図の整理 | 19 |
| ⑤ | 照査 | 19 |
| ⑥ | 打合せ協議 | 19 |
| 2) | 上田市 | 20 |
| ① | 計画・準備 | 20 |

| | |
|----------------------|----|
| ② 公的資料の調査（再委託） | 20 |
| ③ 相続関係説明図の作成（再委託） | 20 |
| ④ 相続関係説明図の整理 | 20 |
| ⑤ 照査 | 20 |
| ⑥ 打合せ協議 | 20 |
| 3) 揖斐川町 | 20 |
| ① 計画・準備 | 20 |
| ② 公的資料の調査（再委託） | 20 |
| ③ 相続関係説明図の作成（再委託） | 20 |
| ④ 相続関係説明図の整理 | 21 |
| ⑤ 照査 | 21 |
| ⑥ 打合せ協議 | 21 |
| (2) 確知所有者の意向調査における工程 | 21 |
| 1) 本山町 | 21 |
| ① 意向調査準備 | 21 |
| ② 意向調査（訪問） | 21 |
| ③ 意向調査結果のまとめ | 21 |
| ④ 照査 | 21 |
| ⑤ 打合せ協議 | 21 |
| 2) 上田市 | 22 |
| ① 意向調査準備 | 22 |
| ② 意向調査（訪問） | 22 |
| ③ 意向調査（郵送） | 22 |
| ④ 意向調査結果のまとめ | 22 |
| ⑤ 照査 | 22 |
| ⑥ 打合せ協議 | 22 |
| 5. 所有者不明森林等の現地調査 | 23 |
| (1) 現地調査の実施方法 | 23 |
| 1) 調査項目 | 23 |
| 2) 調査方法 | 23 |
| (2) 現地調査の結果 | 23 |
| 1) 本山町 | 23 |
| 2) 上田市 | 25 |
| 6. 境界明確化支援 | 26 |
| (1) 上田市 | 26 |
| 1) GIS 上での地図合成 | 26 |
| 2) 地図合成での検証結果 | 26 |
| 7. 特例制度活用に向けた資料整理 | 27 |
| (1) 経営管理の内容 | 27 |
| 1) 本山町 | 27 |
| 2) 上田市 | 27 |
| (2) 経営管理権集積計画（案） | 27 |
| 1) 本山町 | 27 |
| 2) 上田市 | 28 |

I 事業の概要

1. 事業の目的等

本事業は、森林経営管理法に規定された所有者不明森林等における特例制度（同法第二章第二節に係る特例制度）の活用に向け、市町村が意向調査を実施した結果、所有者不明森林とされた森林等において、専門家による所有者の探索を実施し、当該探索に要した人工数及び探索により把握できた所有者の同意取得までに必要となる人工数等を調査するとともに、特例制度活用に向けた準備を支援することを通じて、特例制度の全国的な活用に向けた基礎情報の収集及びその展開を図ることを目的とする。

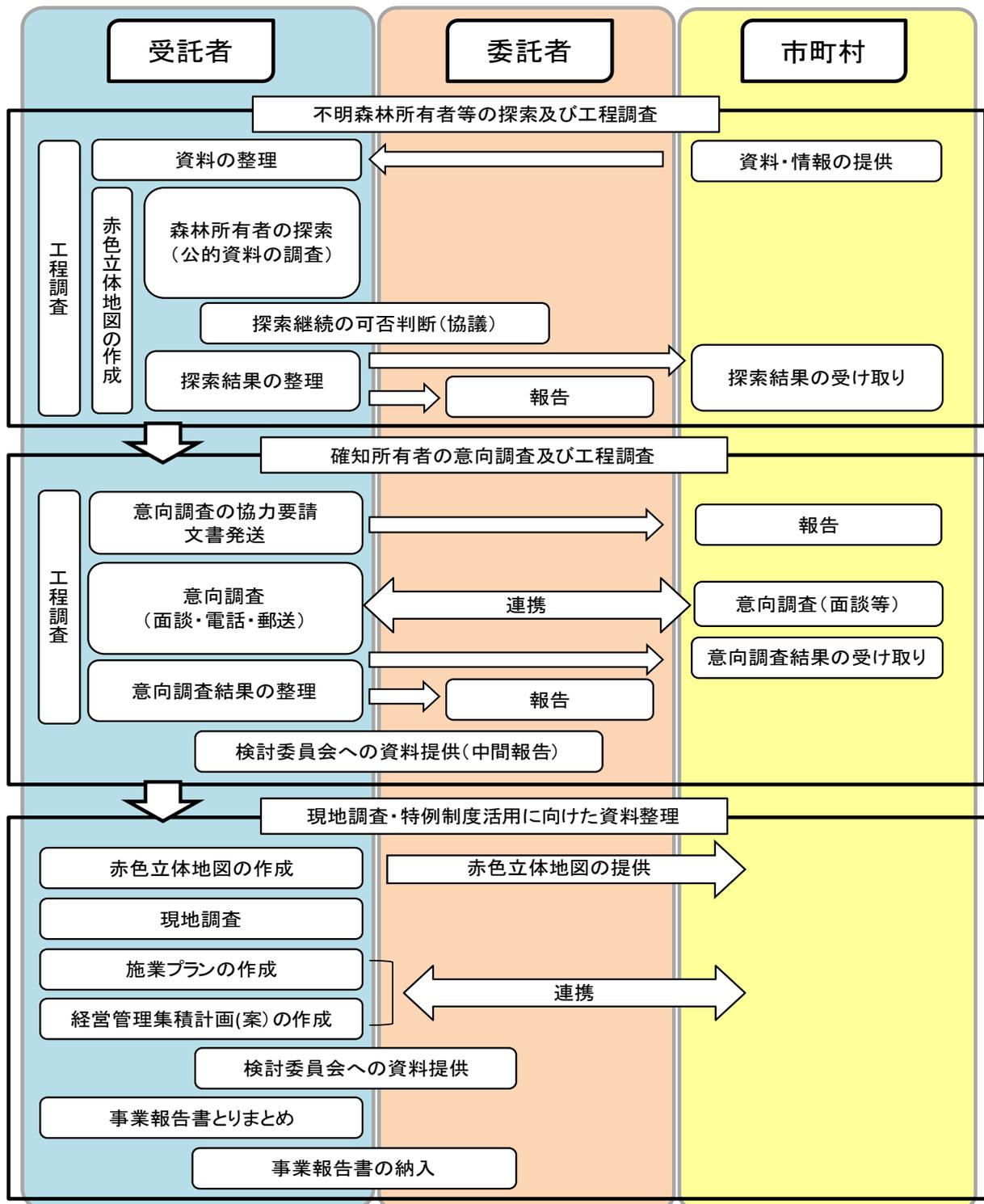
2. 事業実施の基本方針

本事業においては、特例制度活用に向けた準備支援としての位置づけの下、所有者不明森林とされた森林等の所有者探索等の作業手順、各作業工程において生ずる課題点等の基礎情報を業務の実施過程において収集し、これらの基礎情報、事業の進行状況、人工数等を林野庁担当官に随時報告したうえで、次工程の実施の可否等を各工程の関連性を踏まえ協議しながら、事業の遂行を図る必要があることから、職権による住民票、戸籍謄本等の取得事務及び赤色立体地図の作成を除く全ての業務を自社内で実施し、事業全体を一貫した進行管理の下で遂行することにより、レスポンスの向上を図るとともに、事業全体の流れを踏まえた様々な提案を行い、モデルケースとしての事業に資することとする。

II 実施内容

1. 実施フロー

以下に示す実施フローにより、事業を実施した。



2. 不明森林所有者等の探索

(1) 不明森林所有者等の探索方法

1) 所有者探索の実施箇所

所有者探索は、高知県長岡郡本山町、長野県上田市、岐阜県揖斐郡揖斐川町の3地区において実施した。

① 本山町

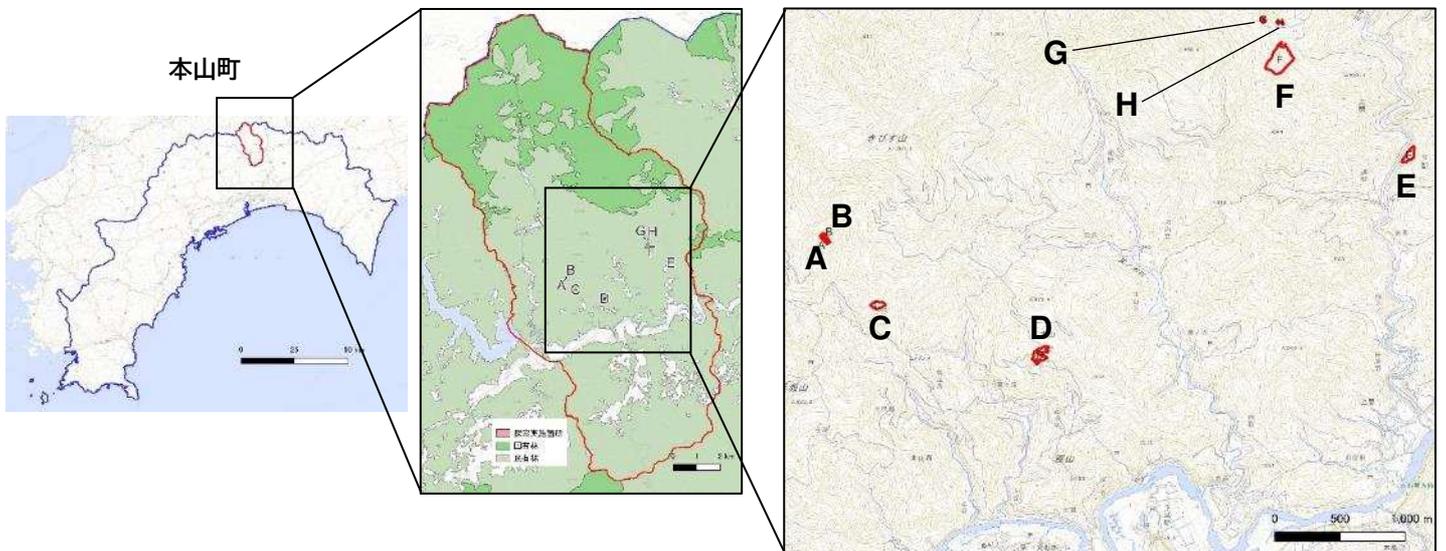
本山町には、約12,000haの森林があり、その7割(約8,000ha)が民有林である。このうち、約7,000haを人工林が占めている。

本山町の森林は、町の面積の9割に及んでおり、戦後の造林により現在は優良な人工林が成立しているが、一方で、林業労働者の高齢化や森林経営意欲の低下などの課題を抱えており、森林経営管理制度を活用して、多面的機能の低下した間伐手遅れ森林の整備を進め災害に強い森づくりを進める方針である。

森林所有者への意向調査を令和2年度から開始し、今後10年間で町内全域の調査完了を目指している。

本事業においては、以下A~Hの8か所(8筆)を対象とした。その理由は以下のとおり。

- 集積計画策定地の隣接地である、又は隣接地の所有者が町への委託を希望しているため、一体的作業ができるため。
- 町道沿いであり、集積計画を策定することで管理が容易になるため。
- 町内に同名義の山林があり、集約化を大きく進めることが期待できるため。



② 上田市

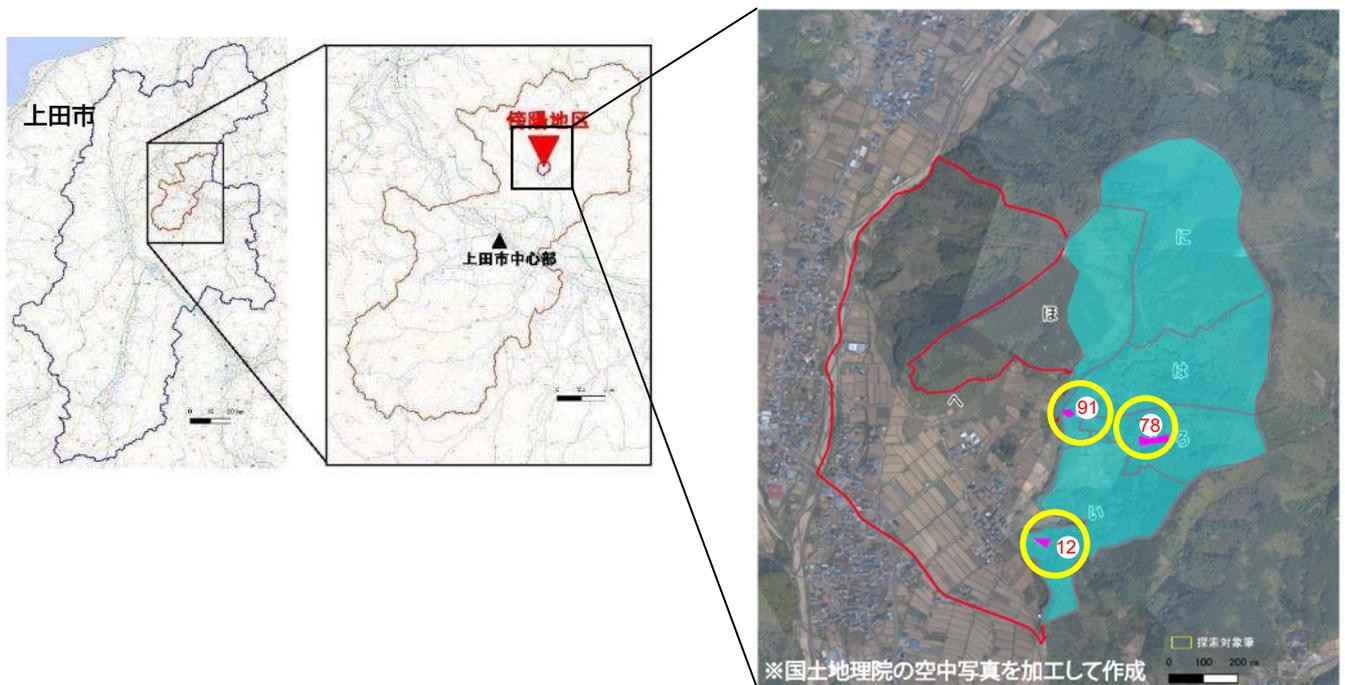
上田市には、約 39,000ha の森林があり、その 7 割（約 27,000ha）が民有林である。このうち、13,806ha を人工林が占めている。

上田市の森林は戦後の人工造林による人工林帯、アカマツ林が多く占める天然林帯、薪炭林として利用されていた里山林帯など、多様性に富んでおり、市民のニーズに合わせた森林整備が課題である。

森林経営管理制度については、災害防止の観点で優先順位が高い地域から意向調査を行い、委託希望の森林については原則、市による間伐を実施していく方針である。管内人工林の意向調査を 10 年で一巡させる長期計画のもと運用している。

本事業においては、真田町傍陽地区を対象とした。その理由は以下のとおり。

- 集落近くに人工林、天然林が混在し、土石流や急傾斜の警戒区域を抱えているため、地元から整備の要望が強く、市としても必要性が高いと判断し、令和 3 年度に意向調査を実施しているため。
- その結果、一部が宛先不明で到達しなかったため。
- 当該筆が判明すれば、一体的に集積計画を立てて、整備を行うことが可能なため。
- 下図の「い、ろ、は」について令和 3 年度に意向調査を実施し、「に、ほの一部について令和 4 年度に意向調査を実施しているため。



2) 不明森林所有者等の探索方法

住民票、戸籍謄本等の公的資料の調査を実施した。

調査は、市と受託者である株式会社四門及びこすもす司法書士法人司法書士佐藤泰博の三者が締結する「森林経営管理法の事務委託に関する包括協定（別添①「包括協定書」参照）に定める所有者探索に関する規定等に基づき、業務内容並びに情報の取得、取扱権限等を明確にしたうえで実施した。

調査結果は相続の相関関係を示す相続関係説明図を作成し、とりまとめを行った。

3) 不明森林所有者等の探索の範囲

探索業務の進捗状況を林野庁担当官に定期的に報告するとともに、共有者が多数若しくは広域におよぶ、共有者の一部から事業の実施について強硬な反対がある、相続が3世代を超える、戸籍の収集が不能等、次工程に進む場合の課題点等を踏まえながら、探索継続の可否を協議し、探索の範囲を決定した。

(2) 不明森林所有者等の探索結果

1) 本山町

探索の対象は、以下表に示す A～H の8か所8筆（登記名義人45人）を選定し、探索を行った。所有者不明森林を除いて、法定相続人の探索が完了した。

| 対象地 | 筆数 | 面積 (㎡) | 原因 | 登記 名義人 (人) | 探索結果 | 所有者の 判明状況 |
|-----|----|-----------|----------------------|------------------|------------------|---------------|
| A | 1 | 1,245 | 大正8年 売買 | 1 | 相続人判明 (23名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| B | 1 | 1,663 | 昭和32年 売買 | 1 | 相続人判明 (3名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| C | 1 | 4,374 | 昭和49年 売買 | 1 | 相続人判明 (1名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| D | 1 | 8,137 | 明治25年 売買証明 | 1 | 相続人判明 (10名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| E | 1 | 5,754 | 不明 (土地台帳 から移記) | 38 | 戸籍該当なし | 所有者全員不明 |
| F | 1 | 28,288 | 昭和27年 売買 | 1 | 職権消除 | 所有者全員不明 |
| G | 1 | 746 | 大正8年 売買 | 1 | 相続人判明 (30名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| H | 1 | 782 | 明治22年 相続 | 1 | 相続人判明 (12名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| 合計 | 8 | 50,989 | | 45 | 相続人判明者 (79名) | |

「戸籍該当なし」との結果となった E については、コンピュータ化されていない登記簿謄本の住所欄が空白であり、住所が不明であったため、土地の所在地を本籍地として戸籍の請求を試みたが、該当者なしとの結果であった。また、原因についても、高知地方法務局香美支局へ記載なしの理由を問い合わせたところ、土地台帳からの移記であり、元々記載されていないため、不明とのことであった。

「職権消除」との結果となった F については、自治体が住民の居住実態の調査を行い、事実と反する場合、その者の住民登録を職権で抹消されたもので、それ以上の追跡には至らなかった。なお、本山町より、当該地の登記名義人の叔母にあたる方より売却の意向を示す内容の連絡があったとのことである。

(探索調査の詳細な結果については、別添②「相続関係説明図(本山町)」参照。)

2) 上田市

探索の対象は、以下表に示すNo.12、78及び91の3か所3筆（登記名義人3人）を選定し、探索を行った。所有者不明森林を除いて、法定相続人の探索が完了した。

| 対象地 | 筆数 | 面積 (㎡) | 原因 | 登記 名義人 (人) | 探索結果 | 所有者の 判明状況 |
|-----|----|-----------|---------------|------------------|------------------|---------------|
| 12 | 1 | 634 | 平成 13 年 移記 | 1 | 戸籍該当なし | 所有者全員不明 |
| 78 | 1 | 132 | 大正 7 年 売買 | 1 | 相続人判明 (1 名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| 91 | 1 | 132 | 大正 2 年 売渡 | 1 | 相続人判明 (6 名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| 合 計 | 3 | 898 | | 3 | 相続人判明者 7 名 | |

「戸籍該当なし」との結果となったNo.12 については、登記簿謄本の住所欄が空白であり、住所が不明であったため、土地の所在を本籍地として戸籍の請求を試みたが、該当者なしとの結果であった。

(探索調査の詳細な結果については、別添③「相続関係説明図(上田市)」参照。)

3) 揖斐川町

探索の対象は、以下表に示すNo.①及び②の 2 か所 2 筆(登記名義人 44 人)を選定し、探索を行った。法定相続人の探索が完了した。

(探索調査の詳細な結果については、別添④「相続関係説明図(揖斐川町)」参照。)

| 対象地 | 筆数 | 面積 (㎡) | 原因 | 登記 名義人 (人) | 探索結果 | 所有者の 判明状況 |
|-----|----|-----------|----------------|------------------|--------------------|---------------|
| ① | 1 | 287,897 | 昭和 3 年 売買ほか | 44 | 相続人判明 (304 名生存) | 戸籍調査により 判明 |
| ② | 1 | 79,338 | 昭和 3 年 売買ほか | | | |
| 合 計 | 2 | 367,235 | | 44 | 相続人判明者 304 名 | |

共有者不明森林における特例措置を活用する際の検討資料として、登記名義人No.①②-22 を例に詳細な探索手順及び時系列を記した。(別添⑤「共有者不明森林における特例措置活用検討資料(例:登記名義人No.22)」)

3. 確知所有者の意向調査

(1) 意向調査の実施方法

不明森林所有者等の探索によって判明した確知所有者に対して、郵送により意向調査を実施した。

(2) 意向調査結果

1) 本山町

①意向調査の概要

2. 不明森林所有者等の探索 (2) 不明森林所有者等の探索結果 1) 本山町に示す対象地 A、B、C、D、G、H については、戸籍調査により法定相続人 79 人を確知したため、本山町の指示により郵送による意向調査を実施した。

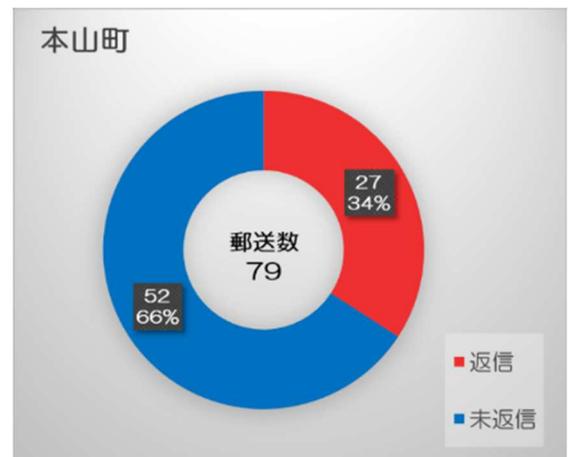
(別添⑥「所有森林に関する調査へのご協力をお願い(本山町)」参照。)

郵送による意向調査の全対象者 79 人のうち、27 人の返送があり、返送率 34% であった。このうち、対象地 A については、対象者 23 人のうち 12 人の返送があり、返送率 52%、対象地 B については、対象者 3 人で全員の返送があった。対象地 C については、対象者 1 人で全員の返送があった。対象地 D については、相続人 10 人で全員返送して頂けなかった。対象地 G については、相続人 30 人のうち 6 人の返送があり、返送率 20% であった。対象地 H については、相続人 12 人のうち 5 人の返送があり、返送率 42% であった。

なお、返送期限までに返送されていない 52 人に対しては、本山町との協議により、本事業の中では催促状等の送付を行わないこととした。

意向調査票返送率

| 対象地 | 意向調査対象人数 | 返送人数 | 返送率 |
|-----|----------|------|------|
| A | 23人 | 12人 | 52% |
| B | 3人 | 3人 | 100% |
| C | 1人 | 1人 | 100% |
| D | 10人 | 0人 | 0% |
| G | 30人 | 6人 | 20% |
| H | 12人 | 5人 | 42% |
| 合計 | 79人 | 27人 | 34% |



②意向調査の結果

(別添⑥所有山林に関する意向調査(本山町)参照)

イ) 対象森林の所有について(問2)

対象森林の所有者であることの認識について確認したところ、全対象地での回答人数 27 人のうち、「1. 自分が、所有者または管理者である」とする者が 6 人 (22%)、「3. 自分の所有ではない」とする者が 15 人 (56%)、「4. その他」とする者が 3 人 (11%)、無回答者が 3 人 (11%) であった。

対象地 A は回答人数 12 人のうち、「1. 自分が所有者または管理者である」とする者が 3 人 (25%)、「3. 自分の所有ではない」とする者が 7 人 (58%)、無回答者が 2 人 (17%)、であった。

対象地Bは回答人数3人のうち、「1. 自分が所有者または管理者である」とする者が1人(33%)、「3. 自分の所有ではない」とする者が2人(67%)であった。

対象地Cは回答人数1人のうち、「1. 自分が所有者または管理者である」とする者が1人(100%)であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「1. 自分の所有ではない」とする者が3人(50%)、「4. その他」とする者が2人(33%)、無回答者が1人(17%)であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「1. 自分が所有者または管理者である」とする者が1人(20%)、「3. 自分の所有ではない」とする者が3人(60%)、「4. その他」とする者が1人(20%)であった。

ロ) 対象森林の位置や境界について(問3)

対象森林の位置や境界の認識について確認したところ、全対象地での回答人数は27人のうち、「1. 分かる」とする者は3人(11%)、「2. 一部分かる」とする者は2人(8%)、「3. 分からない」とする者は20人(74%)、無回答者が2人(7%)であった。

対象地Aは回答人数12人のうち、「1. 分かる」とする者が3人(25%)、「3. 分からない」とする者が8人(67%)、無回答者が1人(8%)であった。

対象地Bは回答人数3人のうち、「2. 一部分かる」とする者が1人(33%)、「3. 分からない」とする者が2人(67%)であった。

対象地Cは回答人数1人のうち、「2. 一部分かる」とする者が1人(100%)であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「3. 分からない」とする者が5人(83%)、無回答者が1人(17%)であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「3. 分からない」とする者が5人(100%)であった。

ハ) 対象森林の現在の手入れについて(問4)

対象森林の現在の手入れの認識について確認したところ、

全対象地での回答人数27人のうち、「3. 行っていない」とする者が9人(33%)、「4. わからない」とする者が15人(56%)、無回答者が3人(11%)であった。

対象地Aは回答人数12人のうち、「3. 行っていない」とする者が3人(25%)、「4. わからない」とする者が7人(58%)、無回答者が2人(17%)であった。

対象地Bは回答人数3人のうち、「3. 行っていない」とする者が3人

(100%)であった。

対象地Cは回答人数1人のうち、「3. 行っていない」とする者が1人(100%)であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「4. わからない」とする者が5人(83%)、無回答者が1人(17%)であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「3. 行っていない」とする者が2人(40%)、「4. わからない」とする者が3人(60%)であった。

二) 対象森林の過去10年以内の間伐などについて(問5)

対象森林の過去10年以内の間伐などの認識について確認したところ、全対象地での回答人数27人のうち、「1. した」とする者が2人(7%)、「2. していない」とする者が8人(30%)、「3. わからない」とする者が15人(56%)、無回答者が2人(7%)であった。

対象地Aは回答人数12人のうち、「1. した」とする者が1人(8%)、「2. していない」とする者が2人(17%)、「3. わからない」とする者が8人(67%)、無回答者が1人(8%)であった。

対象地Bは回答人数3人のうち、「2. していない」とする者が3人(100%)であった。

対象地Cは回答人数1人のうち、「1. した」とする者が1人(100%)であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「3. わからない」とする者が5人(83%)、無回答者が1人(17%)であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「2. していない」とする者が3人(60%)、「3. わからない」とする者が1人(20%)、無回答者が1人(20%)であった。

ホ) 対象の森林の管理や手入れについて(問6)

対象森林の今後の管理や手入れについて確認したところ、

全対象地での回答人数27人のうち、「1. 自分で管理していきたい」とする者が1人(4%)、「3. 町に管理を委ねることについて検討したい」とする者が7人(26%)、「4. 山林の所有の意思がなく、売却・寄付したい」とする者が7人(26%)、「5. その他」とする者が9人(33%)、無回答者が3人(11%)であった。

対象地Aは回答人数12人のうち、「3. 町に管理を委ねることについて検討したい」とする者が4人(33%)、「4. 山林の所有の意思がなく、売却・寄附したい」とする者が2人(17%)、「5. その他」とする者が5人(42%)、無回答者が1人(8%)であった。

対象地Bは回答人数3人のうち、「3. 町に管理を委ねることについて検討したい」とする者が3人(100%)であった。

対象地Cは回答人数1人のうち、「1. 自分で管理していきたい」とする者が1人（100%）であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「4. 山林の所有の意思がなく、売却・寄附したい」とする者が4人（66%）、「5. その他」とする者が1人（17%）、無回答者が1人（17%）であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「2. 他の人や団体に依頼（委託）したい。」とする者が3人（60%）、「3. 町に管理を委ねることについて検討したい」とする者が1人（20%）、無回答者が1人（20%）であった。

ハ) 所有森林における作業道開設の承諾について（問7）

所有森林における作業道開設について確認したところ、全対象地での回答人数27人のうち、「1. かまわない」とする者が15人（56%）、無回答者が12人（44%）であった。

対象地Aは回答人数12人のうち、「1. かまわない」とする者が6人（50%）、無回答者が6人（50%）であった。

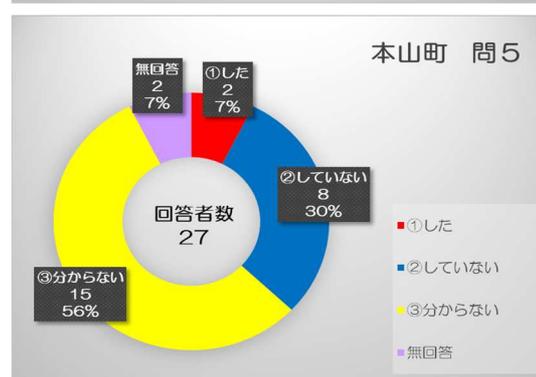
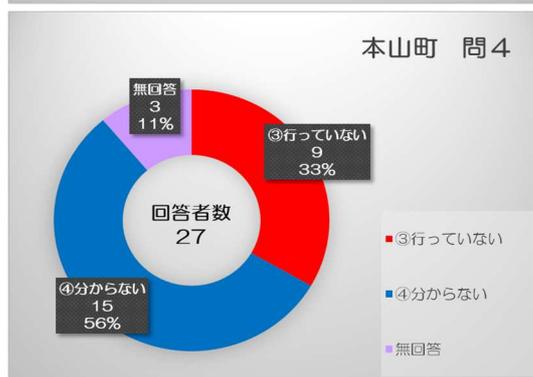
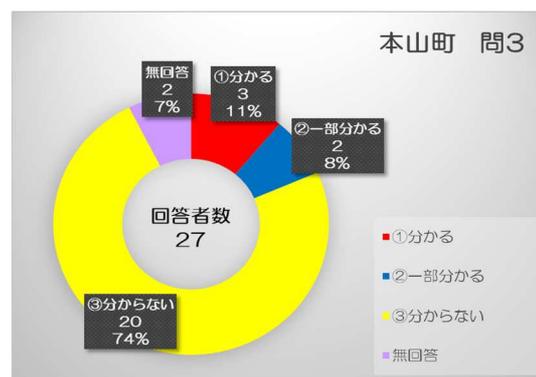
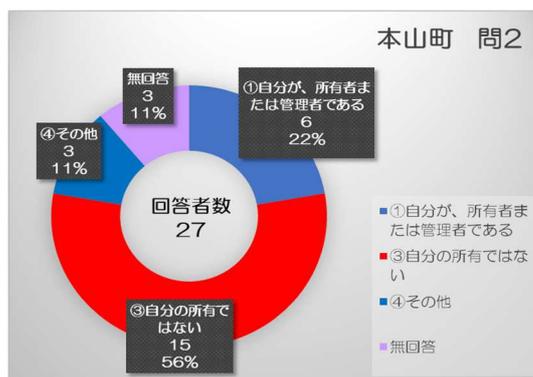
対象地Bは回答人数3人のうち、「1. かまわない」とする者が3人（100%）であった。

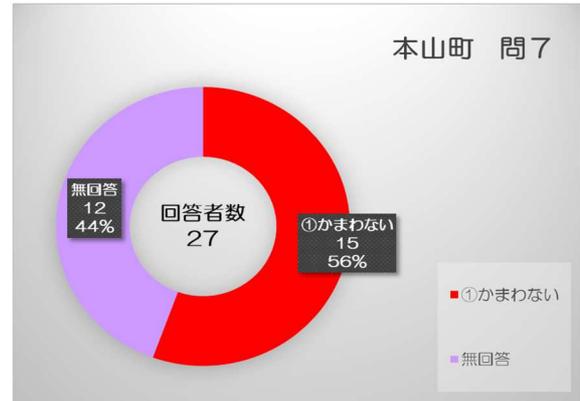
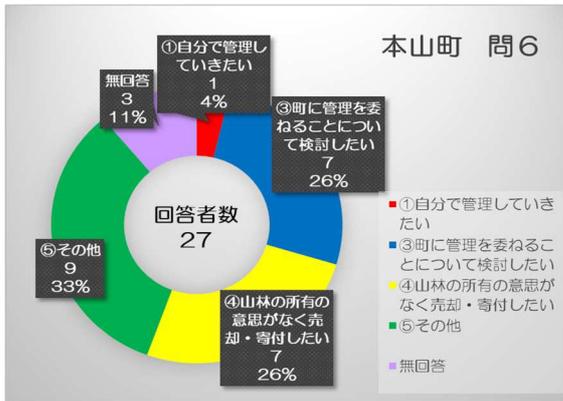
対象地Cは回答人数1人のうち、「1. かまわない」とする者が1人（100%）であった。

対象地Dの回答人数は0人であった。

対象地Gの回答人数6人のうち、「1. かまわない」とする者が3人（50%）、無回答者が3人（50%）であった。

対象地Hの回答人数5人のうち、「1. かまわない」とする者が2人（40%）、無回答者が3人（60%）であった。





2) 上田市

① 意向調査の概要

2. 不明森林所有者等の探索 (2) 不明森林所有者等の探索結果 (2) 上田市に示す対象地78、91については、戸籍調査により法定相続人7人を確知したため、上田市の指示により郵送による意向調査を実施した。

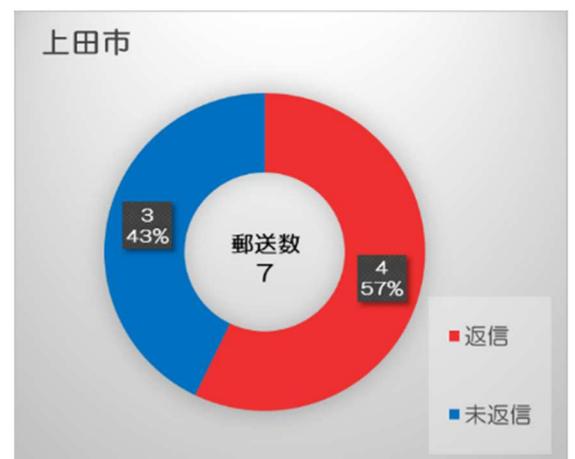
(別添⑦「所有山林の管理に関するアンケート(意向調査)について(上田市)」参照。)

郵送による意向調査の全対象者7人のうち、4人の返送があり、返送率73%であった。また、対象地78については、対象者1人のうち1人の返送があり、返送率100%、対象地91については、対象者6人のうち3人の返送があり、返送率50%であった。

なお、返送期限までに返送されていない3人に対しては、上田市との協議により、上田市側にて実施する森林経営管理制度における地元説明会のご案内に同封し、再度、意向調査票等の送付を行うこととなった。現時点では3人の相続人からの返送はない。

意向調査票返送率

| 対象地 | 意向調査対象人数 | 返送人数 | 返送率 |
|-----|----------|------|------|
| 78 | 1人 | 1人 | 100% |
| 91 | 6人 | 3人 | 50% |
| 合計 | 7人 | 4人 | 73% |



② 意向調査の結果

(別添⑦所有山林に関するアンケート(意向調査回答用紙)(本山町)参照)

イ) 山林の所有と境界の状況について(問1)

山林の所有と境界の認識について確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「③自分の所有なのか知らない」とする

者は2人(50%)、「④自分の所有だと思いがわからない」とする者は1人(25%)、無回答者は1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、無回答者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「③自分の所有なのか知らない」とする者が2人(67%)、「④自分の所有だと思いがわからない」とする者が1人(33%)であった。

ロ) 対象森林の所有境界について(問2)

対象森林の所有境界の認識について確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「②所有界は、まったくわからない」とする者は3人(75%)、無回答者が1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、無回答者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「②所有界は、まったくわからない」とする者が3人(100%)であった。

ハ) 対象森林の所有界の立合いについて(問3)

対象森林の所有界の立合いについて確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「②現地での立合いは、できない」とする者は3人(75%)、無回答者が1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、無回答者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「②現地での立合いは、できない」とする者が3人(100%)であった。

二) 対象森林の管理や手入れについて(問4)

対象森林の管理や手入れなどの認識について確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「④特に管理も手入れもしていない」とする者は4人(100%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、「④特に管理も手入れもしていない」とする者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「④特に管理も手入れもしていない」とする者が3人(100%)であった。

ホ) 対象森林の過去の間伐などについて(問5)

対象森林の過去10年以内の間伐などの認識について確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「②手入れはしていない」とする者は3人(75%)、「③わからない」とする者は1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、「②手入れはしていない」とする者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「②手入れはしていない」とする者が2人(67%)、「③わからない」とする者が1人(33%)であった。

へ) 対象森林の今後の手入れの予定について (問6)

対象森林の今後の手入れなどについて確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「③手入れの予定はない」とする者は3人(75%)、無回答者が1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、無回答者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「③手入れの予定はない」とする者が3人(100%)であった。

ト) 山林を所有する上で困ることについて (問7)

今後山林を所有していく上で困っていることについて確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「①ある」とする者は3人(75%)、も回答者が1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、「①ある」とする者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「①ある」とする者が2人(67%)、無回答者が1人(33%)であった。

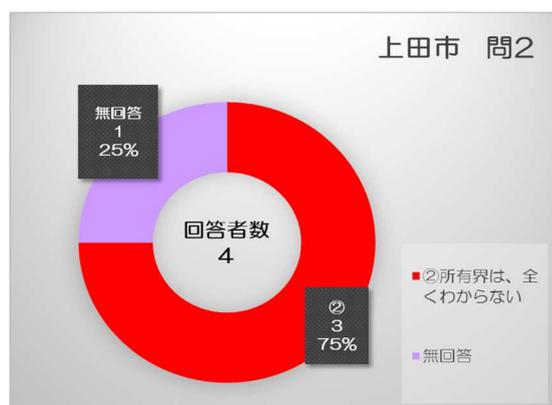
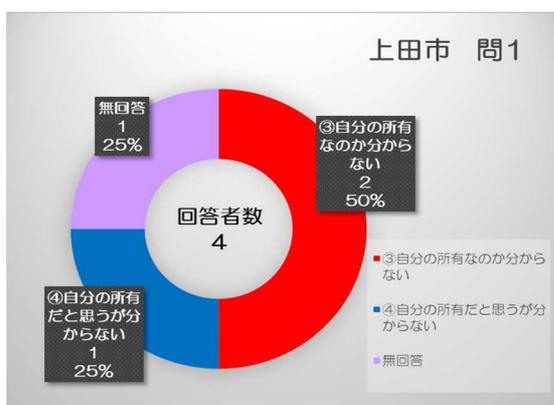
チ) 対象森林の今後の経営管理について (問8)

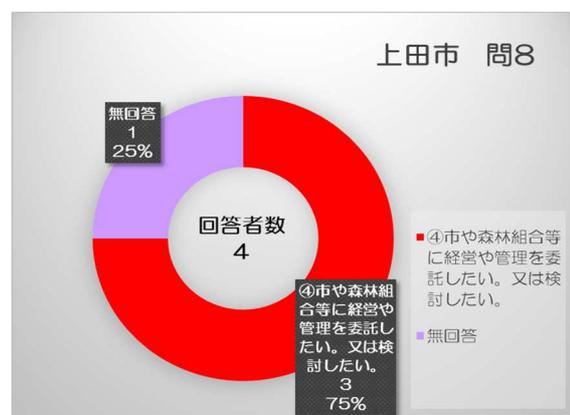
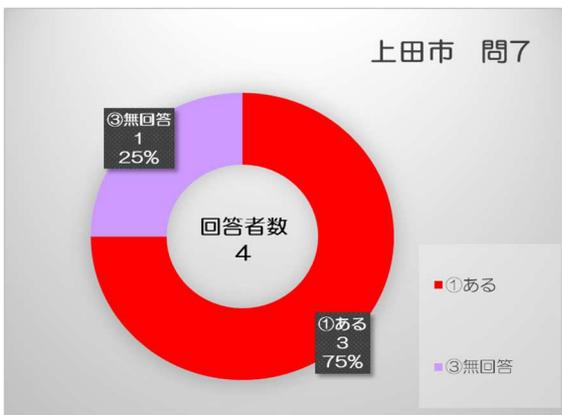
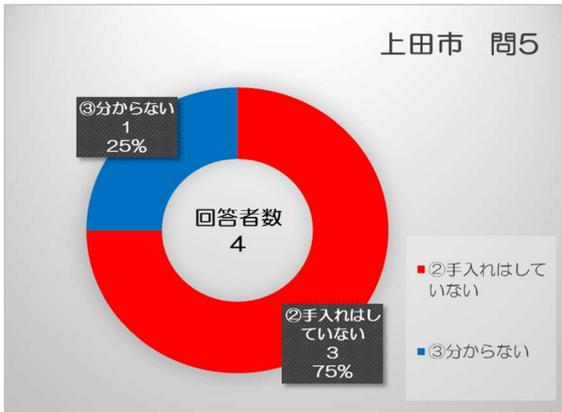
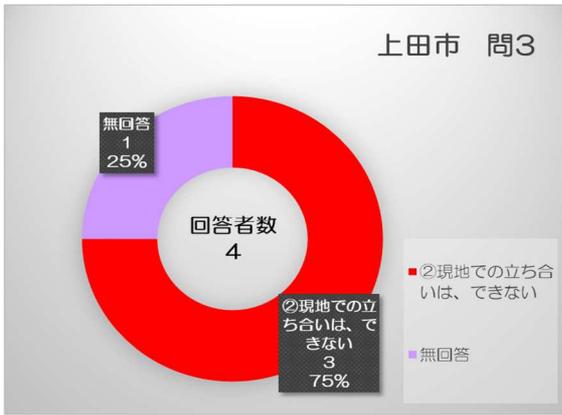
対象森林の今後の経営管理について確認したところ、

全対象地での回答人数4人のうち、「④市や森林組合等に経営や管理を委託したい。又は検討したい」とする者は3人(75%)、無回答者が1人(25%)であった。

対象地78は回答人数1人のうち、無回答者が1人(100%)であった。

対象地91は回答人数3人のうち、「④市や森林組合等に経営や管理を委託したい。又は、検討したい」とする者が3人(100%)であった。





(3) 確知所有者の意向調査における今後の課題について

単独所有及び共有者多数など問わず、森林については、当該森林の所有者（相続人）であることの認識がない者も存在するなか、経営管理権集積計画の作成に至る合意形成までを視野に、森林経営管理制度の十分な理解等が可能となるような説明を含めた意向調査を行うことが重要なポイントであり、課題でもある。

4. 工程調査

別添⑧「所有者不明森林等における工程調査総括表（総合計）」

(1) 不明森林所有者等の探索における工程

1) 本山町

①計画・準備

令和4年5月17日に初回の打合せ協議を実施した。

作業計画に5時間、資料収集及び整理に11時間、打合せ協議に延べ11時間（実時間1時間）を要し、計画・準備の作業延べ時間として27時間を要した。

②公的資料の調査（再委託）

令和4年7月20日に調査を開始し、同年11月18日に探索を終了した。

探索に122日、探索作業時間延べ約32時間を要し、266通の戸籍謄本等を取得した。

③相続関係説明図の作成（再委託）

相続関係説明図の作成は、公的資料の調査において判明した相続関係について相続関係説明図にまとめる作業であり、令和4年8月4日から同年11月25日に実施した。

作業時間延べ33時間を要した。

④相続関係説明図の整理

相続関係説明図の整理は再委託により作成した相続関係説明図の調製、整理、編纂等を行う作業であり、令和3年10月7日から同年12月12日に実施した。探索結果の整理作業に27時間を要した。

⑤照査

相続関係説明図の照査作業は令和4年12月5日から、同年12月16日に実施した。

作業時間延べ7時間を要した。

⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和4年7月14日、同年9月21日、同年11月7日に実施した。

作業時間延べ8時間（実時間3.5時間）を要した。

（別添⑨「所有者不明森林等における工程調査結果（本山町）」参照。）

2) 上田市

①計画・準備

令和4年5月19日に初回の打合せ協議を実施した。

作業計画に6時間、資料収集及び整理に18時間、打合せ協議に延べ10時間（実時間1時間）を要し、計画・準備の作業延べ時間として25時間を要した。

②公的資料の調査（再委託）

令和4年7月7日に調査を開始し、同年9月20日に探索を終了した。

探索に76日、探索作業時間延べ約6.5時間を要し、24通の戸籍謄本等を取得した。

③相続関係説明図の作成（再委託）

相続関係説明図の作成は、公的資料の調査において判明した相続関係について相続関係説明図にまとめる作業であり、令和4年7月13日から同年9月22日に実施した。作業時間延べ3.75時間を要した。

④相続関係説明図の整理

相続関係説明図の整理は再委託により作成した相続関係説明図の調製、整理、編纂等を行う作業であり、令和4年9月29日から同年11月18日に実施した。作業時間延べ11時間を要した。

⑤照査

相続関係説明図の照査作業は令和4年11月7日に実施した。作業時間延べ1時間を要した。

⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和4年6月22日、同年7月13日、同年8月23日、同年10月12日、同年12月14日及び令和5年1月5日に実施した。作業時間延べ10.5時間（実時間3.5時間）を要した。
（別添⑩「所有者不明森林等における工程調査結果（上田市）」参照。）

3) 揖斐川町

①計画・準備

令和4年8月9日に初回の打合せ協議を実施した。作業計画に4時間、資料収集及び整理に6時間、打合せ協議に延べ7時間（実時間1時間を要し、計画準備の作業延べ時間として17時間を要した。）

②公的資料の調査（再委託）

令和4年9月4日に調査を開始し、令和5年2月24日に探索を終了した。探索に174日、探索作業時間延べ約111時間を要し、330通の戸籍謄本等を取得した。

③相続関係説明図の作成（再委託）

相続関係説明図の作成は、公的資料の調査において判明した相続関係について相続関係説明図にまとめる作業であり、令和4年9月26日から令和5年2月22日に実施した。作業時間延べ172時間を要した。

④相続関係説明図の整理

相続関係説明図の整理は再委託により作成した相続関係説明図の調製、整理、編纂等を行う作業であり、令和4年11月11日から令和5年2月24日に実施した。作業時間延べ73時間を要した。

⑤照査

相続関係説明図の照査作業は令和4年12月26日から令和5年2月27日に実施した。

作業時間延べ17時間を要した。

⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和4年8月30日、同年12月26日に実施した。

作業時間延べ4.5時間（実時間1.5時間）を要した。

（別添⑪「所有者不明森林等における工程調査結果（揖斐川町）」参照。）

(2) 確知所有者の意向調査における工程

1) 本山町

①意向調査準備

相続関係説明用資料、意向調査案内文等の作成及び発送の作業を令和4年12月14日から同年12月22日に実施した。

作業時間延べ23時間を要した。

②意向調査（訪問）

訪問による意向調査は実施しなかった。

③意向調査（郵送）

郵送による意向調査（意向調査票、説明用資料等の送付、回答受領）を令和4年12月23日から令和5年1月20日に実施した。

作業時間延べ1時間を要した。

④意向調査結果のまとめ

意向調査結果のまとめを令和5年1月19日から同年1月27日に実施した。

作業時間延べ17時間を要した。

⑤照査

意向調査結果の照査作業は令和5年2月10日に実施した。

作業時間延べ3時間を要した。

⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和4年12月2日、同年12月12日に実施した。

作業時間延べ2時間（実時間1時間）を要した。

（別添⑨「所有者不明森林等における工程調査結果（本山町）」参照。）

2) 上田市

①意向調査準備

相続関係説明用資料、意向調査案内文等の作成及び発送の作業を令和4年12月5日から同年12月20日に実施した。

作業時間延べ5時間を要した。

②意向調査（訪問）

訪問による意向調査は実施しなかった。

③意向調査（郵送）

郵送による意向調査（意向調査票、説明用資料等の送付、回答受領）を令和4年12月27日から令和5年1月20日に実施した。

作業時間延べ0.5時間を要した。

④意向調査結果のまとめ

意向調査結果のまとめを令和5年1月26日に実施した。

作業時間延べ4時間を要した。

⑤照査意向調査結果の照査作業は令和5年2月10日に実施した。

作業時間延べ2時間を要した。

⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和4年12月13日に実施した。

作業時間延べ1時間を要した。

（別添⑩「所有者不明森林等における工程調査結果（上田市）」参照。）

5. 所有者不明森林等の現地調査

(1) 現地調査の実施方法

現地調査は、森林法第188条第2項(法律の施行のため必要があるときの現地立入。)に定める権原に基づき実施した。

1) 調査項目

森林簿、林地台帳等の資料、アジア航測株式会社が作成する対象地の赤色立体地図(別添⑫⑭「赤色立体地図(本山町)(上田市)」参照。)を活用し、林班、小班、地目、面積、現況樹種、林齢、樹高、幹径、植樹密度、地形、管理状況等について調査を実施した。

2) 調査方法

サンプリング調査を基本とし、以下の要領で調査を実施した。

- ・ 植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢(又は植林年次)を調査した。
- ・ 調査範囲において、枝打ち、下刈りが十分に行われているか否かを調査し、管理状況を把握した。

(2) 現地調査の結果

1) 本山町

[対象地 A]

| | |
|-----|--------------------------|
| 地目 | 山林 |
| 面積 | 0.12ha(登記簿) |
| 林齢 | 65年生(森林簿) |
| 材種 | 人工林 |
| 樹種 | スギ |
| 地形 | 傾斜地(別添⑫「赤色立体地図(本山町)」参照。) |
| 林道 | 接道有り(未舗装:幅員2.5m) |
| 間伐等 | なし(枝打ち状況あり) |

(別添⑬「森林調査報告書(本山町)整理番号A」参照。)

[対象地 B]

| | |
|-----|--------------------------|
| 地目 | 山林 |
| 面積 | 0.16ha(登記簿) |
| 林齢 | 65年生(森林簿) |
| 材種 | 人工林 |
| 樹種 | スギ |
| 地形 | 傾斜地(別添⑫「赤色立体地図(本山町)」参照。) |
| 林道 | 接道有り(未舗装:幅員2.5m) |
| 間伐等 | なし(枝打ち状況あり) |

(別添⑬「森林調査報告書(本山町) 整理番号 B」参照。)

[対象地 C]

地目 山林
面積 0.43ha (登記簿)
林齢 71年生・54年生 (森林簿)
材種 人工林
樹種 スギ、ヒノキ
地形 傾斜地 (別添⑫「赤色立体地図(本山町)」参照。)
林道 接道無し
間伐等 なし

(別添⑬「森林調査報告書(本山町) 整理番号 C」参照。)

[対象地 D]

地目 山林
面積 0.81ha (登記簿)
林齢 54年生・46年生 (森林簿)
材種 人工林
樹種 スギ、ヒノキ
地形 傾斜地 (別添⑫「赤色立体地図(本山町)」参照。)
林道 接道有り、幅員4.5m
間伐等 なし

(別添⑬「森林調査報告書(本山町) 整理番号 D」参照。)

[対象地 E]

本山町の指示により調査不要のため、未実施。

[対象地 F]

本山町の指示により調査不要のため、未実施。

[対象地 G]

地目 山林
面積 0.07ha (登記簿)
林齢 60年生 (森林簿)
材種 人工林
樹種 スギ
地形 傾斜地 (別添⑫「赤色立体地図(本山町)」参照。)
林道 接道無し
間伐等 なし

(別添⑬「森林調査報告書(本山町) 整理番号 G」参照。)

[対象地 H]

地目 山林
面積 0.07ha (登記簿)
林齢 53年生 (森林簿)

材種 人工林
樹種 スギ、ヒノキ
地形 傾斜地 石垣有り（別添⑫「赤色立体地図（本山町）」参照。）
林道 接道有り（幅員3.5m 途中崩落有り）
間伐等 有り（枝打ち・下草刈り状況なし）
（別添⑬「森林調査報告書（本山町）整理番号H」参照。）

2) 上田市

[No.12]

地目 山林
面積 0.06ha（登記簿）
林齢 36～70年生（現況）
材種 人工林
樹種 コナラ、カラマツ、サクラ（現況）
地形 傾斜地（別添⑭「赤色立体地図（上田市）」参照。）
林道 接道有り、車両乗り入れ不可
間伐等 なし
（別添⑮「森林調査報告書（上田市）整理番号12」参照。）

[No.78]

地目 山林
面積 0.01ha（登記簿）
林齢 52年生（森林簿）
材種 人工林
樹種 カラマツ（森林簿）
地形 傾斜地（別添⑭「赤色立体地図（上田市）」参照。）
林道 接道有り、車両乗り入れ不可
間伐等 なし
（別添⑮「森林調査報告書（上田市）整理番号78」参照。）

[No.91]

地目 山林
面積 0.01ha（登記簿）
林齢 69年生（森林簿）
材種 人工林
樹種 カラマツ（森林簿）
地形 平坦地（別添⑭「赤色立体地図（上田市）」参照。）
林道 接道有り（幅員3.0m）
間伐等 なし
（別添⑮「森林調査報告書（上田市）整理番号91」参照。）

6. 境界明確化支援

(1) 上田市

森林経営管理制度を進めるため、「森林計画図」を基本にし、「公図」の情報を反映させ、森林整備を実施する箇所を推測するための基礎資料としての「境界推測図」の作成の要望があったため、支援業務として以下の作業を実施した。

1) GIS 上での地図合成

今後、森林計画図の更新を行っていくための基礎資料とするため、現時点での各図の情報を机上にて下記の手順で合成した。(別添⑩参照)

- ① 施業班図（施業計画線・施業班区画線）と地図情報を合成
- ② 公図連続図（筆界）と地図情報を合成
- ③ 施業班図、公図連続図と地図情報を合成し、重ね図を作成
- ④ 施業班図の区画に公図上の筆界を追加若しくは削除し、境界推測図を作成
- ⑤ 境界推測図、施業班図と地図情報を合成し、重ね図を作成
- ⑥ 境界推測図、公図と地図情報を合成し、重ね図を作成
- ⑦ 公図とドローン空撮によるオルソ画像を合成し、重ね図を作成

※対象地を含む整備計画区域内の現在の樹種や林相境などを把握するため、ドローンにて撮影を実施した。

2) 地図合成での検証結果

- ①重ね図（施業班図と公図連続図）
 - ・施業班図と公図連続図の線には、かなりの相違が確認できた。
 - ・上田市との協議で、現況に近い形状となっている施業班図を基本とし、公図上の境界を引き、境界推測図を作成することとした。
 - ・境界を推測する資料として、公図のほか、赤色立体地図や航空写真も利用する。
- ②境界推測図
 - ・あくまでも机上での境界推測図のため、所有者等へ施業計画での境界として提示及び説明し、現地に境界等の目標物がないかヒアリングを行ったうえ、最終的には現地確認若しくはリモート確認をして頂き、同意を得るほうがよい。
- ③重ね図（境界推測図と施業班図）
 - ・施業班図の区画を利用している為、施業班と外郭は一致する。
 - ・施業班の区画が複数で1区画、施業班ではない区画に筆界等が見受けられる箇所がある。
- ④重ね図（境界推測図と公図）
 - ・施業班図の区画線を利用している為、区画の一致はしない。
 - ・公図を基に施業班図の区画を分割する場合は、面積の割合（按分）を考慮して分割したほうがよい。
 - ・境界推測図の区画は、できるだけ公図の線と近い状態としたほうがよい。
- ⑤重ね図（公図とオルソ画像）
 - ・一般的な航空写真より地上解像度が高く、現地の最新状況を捉えやすい。また、撮影時期については、樹木の色づきの違いがわかりやすい秋頃がよい。

3) 地元説明会開催補助（参加）

令和5年2月12日に来年度、防災・減災のための森林整備計画のある「曲尾地区」の関係者の方々に「森林の境界推測について」を目的として、説明会が開催され、受託者として参加した。

上田市からは、令和3年度、令和4年度の意向調査より、回答のあった方の70%が「山林の境界がわからない」との結果からも森林整備を行うにあたり、境界の明確化（境界推測図作成）は必須ではあるが、森林整備を進めるために「木」の所有者を「推測」するための作業であり、土地の境界（所有界）を決めるものではないため、土地の売買などには使用できないことを強調されていた。（別添⑰「森林の管理について」地元説明会資料参照）

7. 特例制度の活用に向けた資料整理

(1) 経営管理の内容

市の担当職員と協議し、当該森林における経営管理の内容を決定した。

1) 本山町

- ・近隣に委託を希望している林分が位置していることから、経営管理権を設定して集積・集約化を図る方針である。
- ・近隣で作成する経営管理権集積計画と同様に、間伐を行って、森林の持つ多面的機能を発揮させる施業を実施する。
- ・同一名義人の山が一か所に広くまとまっているため、町内事業者への再委託を念頭に検討する。

2) 上田市

- ・2040林班い～ほ小班では施業が行われていた形跡がなく、人工林・天然林が入り混じっており、立木も込み合い、下層植生も乏しい。今後、詳細な林分調査を実施する予定であるが、少なくとも間伐を一度は実施する必要があると考えている。
- ・集落に近接する区域であり、崩落が始まっていると思われる箇所や土石流警戒区域上部の沢には倒木もあることから、山地災害のリスクが高いと判断し、所有者不明森林は広葉樹が多くを占めているが、同意が取れた周囲の森林と一体的に間伐を行うことで、光環境の改善等を図っていく。

(2) 経営管理権集積計画（案）

1) 本山町

存続期間：10年間

経営管理の内容：間伐を1～2回実施する。

下層植生はできる限り残置する。

年1回の林内巡視を行う。

費用負担：市町村が全額負担

利益還元：収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

（別添⑱「経営管理権集積計画（案）（本山町）」参照。）

2) 上田市

存続期間： 10年間程度を想定

経営管理の内容： 間伐を1回以上実施する。

年1回の巡視を行う。

民家等に隣接する危険な立木は伐採する。

(R5年度に当該地の施業プランを策定予定)

費用負担： 市町村が全額負担

利益還元： 収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

(別添⑩「経営管理権集積計画(案)(上田市)」参照。)

以上

所有者不明森林等における工程調査総括表(総合計)

| Phase | 作業内容(大項目) | 作業内容(細項目) | 市町 | 実働時間 (時間) | 計 | 期間 (日数) | 対象面積 (ha) | 対象筆数 (筆) | 人日/ha | 人日/登記名義人 | 登記名義人 (人) | 戸籍謄本等 (通) | 関係権利者数 (人) | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------------|------------|--------------|--------|------------|--------------|-------------|-------|----------|--------------|--------------|---------------|----|-------|------|------|------|----|---|----|
| 0 | 計画・準備 | 1 作業計画 | 本山市 | 5.00 | 78.00 | 15.00 | 3 | 5.10 | 8 | 0.12 | 0.23 | 0.01 | 0.11 | 45 | | 45 | | | | | |
| | | | 上田市 | 6.00 | | | 3 | 0.09 | 3 | 8.35 | | 0.25 | | 3 | 3 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 4.00 | | | 2 | 36.72 | 2 | 0.01 | | 0.01 | | 44 | 44 | | | | | | |
| | | 2 資料収集及び整理 | 本山市 | 11.00 | | 35.00 | 5 | 5.10 | 8 | 0.27 | | 0.03 | | 45 | 45 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 18.00 | | | 5 | 0.09 | 3 | 25.06 | | 0.75 | | 3 | 3 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 6.00 | | | 3 | 36.72 | 2 | 0.02 | | 0.02 | | 44 | 44 | | | | | | |
| | | 3 打合せ協議 | 本山市 | 11.00 | | 28.00 | 1 | 5.10 | 8 | 0.27 | | 0.03 | | 45 | 45 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 10.00 | | | 1 | 0.09 | 3 | 13.92 | | 0.42 | | 3 | 3 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 7.00 | | | 1 | 36.72 | 2 | 0.02 | | 0.02 | | 44 | 44 | | | | | | |
| 1 | 不明森林所有者等の探索 | 1 公的資料の調査(再委託) | 本山市 | 32.00 | 517.25 | 149.50 | 122 | 5.10 | 7 | 0.78 | 1.54 | 0.09 | 0.70 | 45 | 266 | 153 | | | | | |
| | | | 上田市 | 6.50 | | | 76 | 0.09 | 3 | 9.05 | | 0.27 | | 3 | 21 | 17 | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 111.00 | | | 174 | 36.72 | 2 | 0.38 | | 0.32 | | 44 | 332 | 635 | | | | | |
| | | 2 相続関係説明図の作成(再委託) | 本山市 | 33.00 | | 208.75 | 114 | 4.52 | 7 | 0.91 | | 0.09 | | 45 | 153 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 3.75 | | | 72 | 0.03 | 2 | 17.76 | | 0.16 | | 3 | 17 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 172.00 | | | 150 | 36.72 | 2 | 0.59 | | 0.49 | | 44 | 635 | | | | | | |
| | | 3 相続関係説明図の整理 | 本山市 | 27.00 | | 111.00 | 67 | 4.52 | 7 | 0.75 | | 0.08 | | 45 | 153 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 11.00 | | | 51 | 0.03 | 2 | 52.08 | | 0.46 | | 3 | 17 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 73.00 | | | 107 | 36.72 | 2 | 0.25 | | 0.21 | | 44 | 635 | | | | | | |
| | | 4 照査 | 本山市 | 7.00 | | 25.00 | 12 | 4.52 | 7 | 0.19 | | 0.02 | | 45 | 153 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 1.00 | | | 1 | 0.03 | 2 | 4.73 | | 0.04 | | 3 | 17 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 17.00 | | | 64 | 36.72 | 2 | 0.06 | | 0.05 | | 44 | 635 | | | | | | |
| | | 5 打合せ協議 | 本山市 | 8.00 | | 23.00 | 117 | 4.52 | 7 | 0.22 | | 0.02 | | 45 | 153 | | | | | | |
| | | | 上田市 | 10.50 | | | 64 | 0.03 | 2 | 49.72 | | 0.44 | | 3 | 17 | | | | | | |
| | | | 揖斐川町 | 4.50 | | | 119 | 36.72 | 2 | 0.02 | | 0.01 | | 44 | 635 | | | | | | |
| | | 2 | 確知所有者の意向調査 | 1 意向調査準備 | | 本山市 | 23.00 | 58.25 | 28.00 | 9 | | 1.69 | | 6 | 1.70 | 4.23 | 0.06 | 0.15 | 45 | | 79 |
| | | | | | | 上田市 | 5.00 | | | 16 | | 0.03 | | 2 | 23.67 | | 0.21 | | 3 | 7 | |
| | | | | | | 揖斐川町 | 0.00 | | | 0 | | 0.00 | | 0 | — | | — | | 0 | 0 | |
| | | | | 2 意向調査(訪問) | | 本山市 | 0.00 | | 0.00 | 0 | | 0.00 | | 0 | — | | 0.00 | | 45 | 0 | |
| | | | | | | 上田市 | 0.00 | | | 0 | | 0.00 | | 0 | — | | 0.00 | | 3 | 0 | |
| | | | | | | 揖斐川町 | 0.00 | | | 0 | | 0.00 | | 0 | — | | — | | 0 | 0 | |
| 3 意向調査(郵送) | 本山市 | | | 1.00 | 1.50 | 29 | 1.69 | | 6 | 0.07 | 0.00 | 45 | 79 | | | | | | | | |
| | 上田市 | | | 0.50 | | 25 | 0.03 | | 2 | 2.37 | 0.02 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| | 揖斐川町 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | — | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 4 意向調査(説明会開催) | 本山市 | | | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | | 0 | — | 0.00 | 45 | 0 | | | | | | | | |
| | 上田市 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | 0.00 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| | 揖斐川町 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | — | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 5 意向調査結果のまとめ | 本山市 | | | 17.00 | 21.00 | 9 | 1.69 | | 6 | 1.25 | 0.05 | 45 | 79 | | | | | | | | |
| | 上田市 | | | 4.00 | | 1 | 0.03 | | 2 | 18.94 | 0.17 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| | 揖斐川町 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | — | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 6 照査 | 本山市 | | | 2.00 | 5.00 | 1 | 1.69 | | 6 | 0.15 | 0.01 | 45 | 79 | | | | | | | | |
| | 上田市 | | | 3.00 | | 1 | 0.03 | | 2 | 14.20 | 0.13 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| | 揖斐川町 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | — | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 7 打合せ協議 | 本山市 | | | 0.75 | 2.75 | 11 | 1.69 | | 6 | 0.06 | 0.00 | 45 | 79 | | | | | | | | |
| | 上田市 | | | 2.00 | | 1 | 0.03 | | 2 | 9.47 | 0.08 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| | 揖斐川町 | | | 0.00 | | 0 | 0.00 | | 0 | — | — | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 小計 | | | 653.50 | | 653.50 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※人日/ha及び人日/登記名義人については1日の実働時間を8時間として計算。

